

8 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

令和4年4月1日より、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の種目に「**排泄予測支援機器**」（膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、**排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの**）が追加となりました。新たに種目を追加される場合は、変更届の提出をお願いします。

（根拠法令） 介護保険法第8条第13項及び第8条の2第11項

（1）全国平均貸与価格、貸与価格の上限

★ 対象サービス…（介護予防）福祉用具貸与

①福祉用具貸与価格の上限設定等

福祉用具については、平成30年10月より、商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限設定を国が公表しています。

- ・令和2年10月30日 厚生労働省老健局高齢者支援課通知（介護保険最新情報 Vol. 886）『**令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び価格の上限公表について**』（掲載略）にて、全国平均貸与価格及び価格の上限について、今まで1年に1度の見直しが行われていましたが、令和3年4月貸与分からは、適用する価格を見直した上で、**3年に1度の頻度で見直し**を行うことになりました。
- ・**新商品**については、これまでと同様、**3月に1度**の頻度で実施し、公表されますので、確認をお願いします。

全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、厚生労働省または公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。また、令和5年7月及び令和5年10月貸与分から適用する全国平均貸与価格及び貸与価格の上限につきましても、令和5年1月及び令和5年4月にホームページにて公表されていますので、併せて確認をお願いします。

なお、**平成30年10月の貸与分以降、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されない**ので、ご注意ください。

○参考

- ・厚生労働省ホームページ（全国平均貸与価格・貸与価格の上限）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>
- ・公益財団法人テクノエイド協会ホームページ
<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

（根拠法令） H30 老高発 0322 第1号、H12 厚告 19 別表 11、H30 厚労告 80

②機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

貸与価格の見直しと併せて、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年度の制度改正で福祉用具専門相談員に対して、下記の事項が義務付けられました。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、**当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること**（平成 30 年 10 月～）。
- ・ **機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示**すること（平成 30 年 4 月～）。
- ・ **（介護予防）福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付**すること（平成 30 年 4 月～）。

これを受け、一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会より「当該商品の全国平均貸与価格の説明」「機能や価格帯の異なる複数商品の提示」の手法例として、『「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドライン』及び「ふくせん福祉用具サービス計画書」がホームページに掲載されていますので、併せて参考としてください。

○参考

- ・ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」及び「平成 30 年版ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」（厚生労働省 平成 29 年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門の適切な貸与に関する普及啓発事業」）

http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

<根拠法令>

H11 老企 25 第 3 の十一の 3 (3)

H11 厚令 37

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 199 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、**目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。**

二～五 (略)

- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、**同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。**

(福祉用具貸与計画の作成)

第 199 条の 2 1～3 (略)

- 4 **福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。**
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状

況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(2) 軽度者への福祉用具貸与

★ 対象サービス…(介護予防)福祉用具貸与

軽度者(要支援1又は要支援2及び要介護1)への福祉用具貸与については、その状態像から見て、使用が想定しにくいことから、認められない種目(9種目)があります。しかし、必要性が認められる対象者については、適切な手続きにより例外給付を受けることができます。これまでに、いくつかの不適切な事例がありましたので、確認の上、適切な取り扱いをお願いします。

<不適切事例>

- ・居宅介護支援事業所等が適切な手続きにより福祉用具を位置付けているのか、確認がとれない。
- ・福祉用具貸与事業者が、居宅介護支援事業者から必要な書類を入手していない。

①例外給付対象種目について

対象は、以下の9種目です。

品目	介護度							
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
1 車いす	★	★	★	○	○	○	○	
2 車いす付属品	★	★	★	○	○	○	○	
3 特殊寝台	★	★	★	○	○	○	○	
4 特殊寝台付属品	★	★	★	○	○	○	○	
5 床ずれ防止用具	★	★	★	○	○	○	○	
6 体位変換器	★	★	★	○	○	○	○	
7 認知症老人徘徊感知機器	★	★	★	○	○	○	○	
8 移動用リフト(つり具部分を除く)	★	★	★	○	○	○	○	
9 自動排泄処理装置	★	★	★	★	★	○	○	

★…手続きが必要 ○…給付対象

②例外給付の判断基準

軽度者への例外給付にあたっては166ページの表1を活用し、以下の3つの判断のうち、いずれか該当することにより、算定が認められます。

ア 基本調査結果による判断基準

認定調査票の基本調査の直近の結果により、「厚生労働大臣が定める者」に該当する。

イ 基本調査の確認項目がない場合の判断基準

表1のアの(二)及びオの(三)に該当する者のうち、主治の医師からの情報及びサービス担当者会議により、貸与が適正と認められる。

ウ 市町村による判断基準

次のiからiiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) |
|---|

③ (介護予防) 福祉用具貸与事業者の責務

居宅介護支援事業者から、**例外給付と判断した書類**(認定調査票の必要な部分、サービス担当者会議の記録、区役所に提出した書類等)の写しを入手してください。

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 -
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

出典:「要介護認定等基準時間の推計の方法」
(平成11年厚生省告示第91号)